

佐賀県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十月二十五日から平成二十三年十月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市二里町八谷搦字伊万里一本松二〇〇〇番地先から 伊万里市二里町大里字神林甲二二四七番二地先まで 伊万里市東山代町里字新田一七七番五地先から 伊万里市山代町楠久津字新田一七七番三四二地先まで 伊万里市山代町楠久津字新田一七七番七七地先から 伊万里市山代町楠久津字新田一七七番二八地先まで 伊万里市松島町字搦七七二番三地先から 伊万里市松島町字五本松四二四番一四地先まで	平成二三・一〇・二五